

	<h1>全国センター通信</h1>	<p>働くもののいのちと健康を守る全国センター                  発行責任者：岩橋 祐治                  〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4                  平和と労働センター・全労連会館6階                  Tel (03) 5842 - 5601                  Fax (03) 5842 - 5602                  毎月1日発行                  年額 1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  <a href="http://www.inoken.gr.jp">http://www.inoken.gr.jp</a></p>
---	-------------------	---

## 職場・地域の実態から問題を可視化し、要求・改善へ 第2回労働安全衛生中央カレッジ第2課

全国センターは9月9～10日、第2回労働安全衛生中央カレッジ第2課を「労働時間と生活・安全・健康」「職場調査の活かし方」をテーマに国労大阪会館で開催し、29人が受講しました。

### 過労死しなければいいのか

「過労死・過労自死と長時間労働、働き方改革」と題し、全労連近畿地協の宮風耕治事務局次長が講義。高度プロフェッショナル制度について、「脱時間給」「成果による賃金」という報道は誤りであること、年104日の休暇を与えれば、他の日に何時間でも残業させることができ健康確保措置となっていないこと、裁量労働が法人営業などに広がることなどの問題点を指摘しました。

「長時間労働による健康」については大阪社会医学研究所所長の中村賢治医師が講義。長時間労働、ストレスでうつ病になる医師が多いことから、研修医のストレス調査を紹介。「長時間労働は、うつ病に罹患するという健康への影響だけでなく、本来しなければならない検査・処置をやらなかったなど仕事をする能力にも影響する」と指摘。長時間労働が当たり前になっている働き方に対し、「睡眠時間が削られても過労死しなければいいのか。家族との団らんがなくてもいいのか」と呼びかけ、労基法第1条を紹介しながら、「人たるに値する生活」とは何かと問いかけました。

「国際基準で労働時間を考えるー労働時間の国際的な動向と日本」と題し、全労連の布施恵輔国際局長が講義。日本とEUの働き方の違いについて、「日本は労働時間のことを言うが、EUは労働の総量の規制を厳しくして、いかに労働者を休ませるかという視点だ」と強調。「ILOは技術革新、グローバルイゼーションなどの変容に対応し働き方の将来を考えている。グローバル化の中で、職場・地域に起きた変化をつかみ、国際基準がどうなっているか意識しながら活動していくことが重要」と話しました。



調査票の分析と活用方法の講義 埴田和史氏

### 力を生む調査報告を

2日目は、全国センターの福地保馬理事長が「職場調査・アンケートはなぜ必要か」を講義。「職場調査は問題を可視化し、要求していく根拠となる」と話しました。関連して京都府職労が2014年6月から毎月実施している超勤実態調査、化学一般労連が5年に1度実施している労働・生活・健康アンケートについて報告しました。

続いて「役に立つ職場調査票ー調査票の作成から結果分析・報告」について、滋賀医科大学の埴田和史氏が講義。「調査票の回収では労組の力量が試される。力を生み出すような報告書を作り、アンケートの協力者に返していくことで信頼性が作られる」と強調しました。その後、演習用のエクセルデータを使って、各班で演習をしました。

班討論では、「長時間労働をなくすためにはどうするか」についてのワークショップや職場調査の発表、交流をしました。(全労連 高島牧子)

### 〈今月号の記事〉

第58回日本社会医学会総会	2面
新国立競技場建設現場の管理責任を問う	3面
各地・各団体のとりくみ	4面～6面
教職員の働き方改革/相談室だより	7面
カレッジ・セミナー案内	8面

## “ディーセントライフ”をテーマに 第58回日本社会医学学会総会開催

第58回日本社会医学学会総会が、「ディーセントライフー生きがいのある人間らしい生き方ー保健・医療・福祉の統合：公衆衛生の復権」をメインテーマに8月19～20日北海道医療大学当別キャンパスで開催されました。学会長を務めた志渡晃一北海道医療大学院教授は、「私たちの生活が、ディーセントライフから遠ざかり、公衆衛生の原義である、公衆（すべての人々）の生（いのちとくらし）を衛（まも）ることという理念に逆行しているのではないかという危機感からテーマを設定した」と語りました。

### 戦争のための労働はインディーセント

50演題の発表や開催地「北海道の健康課題」「北海道の農業と健康」などの講演、シンポジウムのほか、特別講演として「いの健」全国センターの福地保馬理事長から「ディーセントワークと平和」の講演が行われました。福地氏は、ILOの歴史も踏まえ「戦争のための労働はインディーセントな労働の最たるもの。戦争への道と労働条件悪化への道は決して別物ではない」と強く主張しました。

続いてのシンポジウム「ディーセントワークの推進」では、「日本の労働者の現状と政府の働き方改革の批判的検証」（北海学園大学：川村雅則教授）、「労働紛争現場からみるディーセントワーク」（島田度弁護士）、「産業医による面接指導を通して感じる労働現場の実像」（札幌ワーカーズクリニ

ック：佐藤修二院長）、『コープさっぽろ・ダイバーシティ3ヵ年目標計画』実行計画』（コープさっぽろ：島田則裕氏）報告され、テーマを深めました（写真）。



### 戦争を目的とする科学研究は行わない

「日本学術会議の軍事研究に関する新声明が科学者に問いかける課題」をテーマに市民公開講座も開催されました。大学等の研究予算が削減される一方、防衛省安全保障技術研究推進事業費は大幅に増額。その懸念から日本学術会議の声明が今年3月にだされています。声明は、「研究機関における軍事的安全保障研究、すなわち軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる研究が、学問の自由および健全な発展と緊張関係にあることを確認し」これまでの「戦争を目的とする科学の研究は絶対に行わない」旨の声明を継承すると述べています。講師の小森田秋夫神奈川大学教授は、今後も、声明をもとに内外の議論を真摯に続けることの必要性を強調しました。

健康や生活と社会とのかかわりを考える良い学びの場となりました。（全国センター 岡村やよい）

### 労働政策審議会に労働政策基本部会を設置・審議開始

7月31日、労働政策に関する重要事項を調査審議し、厚生労働大臣等に意見を述べる労働政策審議会（以下労政審）に、新たに「労働政策基本部会」

（以下基本部会）が設置され、審議が始まりました。

新たに設置された基本部会の大きな特徴は、公労使同数の三者構成主義ではなく「有識者委員により構成する」としていることです。労政審の構成は公益委員、労働者委員、使用者委員の「三者構成主義」をとり、「労使の委員の数は同数」が基本です。しかし、基本部会の委員は、7月の発足時点で選出された12人のうち、使用者側が4人、労働者側が1人で、財界の意向に沿った御用学者5人、弁護士1人、エコノミスト1人という極めてゆがんだ構成です（あと3人を追加選任の予定）。

これまで、安倍内閣は、労働者代表のいない「産業競争力会議」や「規制改革会議」で、労働者派遣法の全面改悪や労働基準法の労働時間法制の全面変

質を決め、労政審におしつけ、労働法制の全面改悪を進めてきました。今度は厚労省の労政審に政府・財界の意向に沿った労働政策を推進する“司令塔”として基本部会を設置し、労働法制の規制緩和を進めようとしています。

事実、基本部会では、「（労政審の）各分科会及び部会を横断する中長期課題などについて審議を行う」とされ、今後の進め方については、全体テーマに「技術革新とこれからの働き方に適応した基本的な政策の方針について」とし、「技術革新の動向と労働への影響」、「生産性の向上、円滑な労働移動、職業能力開発」、「時間・空間・企業に縛られない働き方」を討議。来年6月に報告書を取りまとめるとしています。いずれも財界の意向に沿ったテーマです。「基本部会」の動向を警戒し、注視していく必要があります。

（全国センター 岩橋祐治）

## 23歳の死を無駄にせず、明るい建設現場に 新国立競技場建設現場労働者の管理責任を問う

7月20日、ショッキングなニュースが飛び込んできました。2020年東京五輪のメイン会場となる新国立競技場建設現場において、地盤改良工事に携わっていた1次下請会社で現場監督補佐をしていた労働者(23歳)が、異常な長時間労働の末精神疾患を発症、3月2日に失踪し自殺をしていたというものです。4月に長野県で遺体が発見され、遺族が労災申請を申し立てたという発表が、代理人弁護士によって行われました。

弁護士発表によれば、労働者が自殺した直近の時間外労働が月200時間を超えていました。背景として、新国立競技場(以下、新国立)建設は設計変更などの問題から施工開始が遅れ、着工当初から厳しい工期が強いられてきたとされています。労働者を直接雇用した1次下請会社の責任は重大です。同時に、元請・大成建設と発注者・国の責任が根本から問われなければなりません。

東京土建は、新国立をはじめとするオリンピック関連工事において賃金引き上げと処遇改善を進め、建設労働者の地位向上を勝ち取ろうと運動強化を図っていました。その矢先の悲報です。

### 早朝6時30分から新規入場者教育

初めて現場入場する労働者に行われる新規入場者教育は、労働安全衛生法で義務づけられており、当然勤務時間内に行なわれるべきものです。ところが新国立の現場では、6時30分から行われているとの告発がありました。4月の企業交渉で元請・大成側はその事実を認めつつ、「交通機関の都合で間に



元請責任を問う現場前宣伝=8月1日 東京土建は、4

合わない場合は別途対応する」としていました。組合の仲間から「車の乗り合いで現場に行くので、新規の対象者が1人いれば、みんな付き合わないとならず、朝4時前に家を出ないといけない」との悲鳴が寄せられています。



月から毎月1日朝6時から現場ゲート前宣伝を実施。8月10日には、世論喚起の宣伝を新宿駅頭で行いました(写真右上)。

### 新国立現場経験者・関係省庁に聞き取り

新国立現場の情報収集では、①下請業者の社員の長時間深夜残業は現場事務所で行われていたもので、大成の社員は知っていたはず、②着工前から、「24時間フル稼働しないと間に合わない」とみんな言っていた、③大成の現場では工期の2割短縮は当たり前。とにかく「人を入れろ」と言われる、④現場内のことを口外することや、SNS発信を禁止されている、などのことが分かりました。

自殺事件については、現場では噂になっていた様です。厳しい現場実態を垣間見ることができました。

また、8月1日に国会議員が行なった関係省庁からの聞き取りに、東京土建として参加しました。省庁は、労働基準監督署の調査結果を待ちたいとして、事件の本質を徹底的に解明しようという姿勢が見られませんでした。そこでは、①静脈認証による現場入退場管理システムはセキュリティチェックが目的であり、労働時間管理には活用していなかった。しかし、それはやろうと思えば可能だった、②問題の長時間残業は現場事務所2階の詰所で行われており、24時間出入り可能な状況だった。今後は20時に退出・消灯とする、③下請契約条件において、36協定の有無確認など違法残業をチェックする内容はなかった、などのことが明らかになっています。

(東京土建一般労働組合 佐藤正雄)

\*23歳の死を無駄にせず、明るい建設現場に変えるために、情報をお寄せください。秘密は厳守します。

東京土建賃金対策部

電話：03-5332-3971



東京土建QRコード

## 各地・各団体のとりくみ

奈良

### 「いのちと健康」を第一とする 労働運動の構築を 第11回総会

働く者のいのちと健康を守る奈良県センターがスタートして10年が経過。過労死防止シンポジウムの成功など、一定の局面を切り開いてきてはいますが、労安活動が組合運動の最重点課題になっているかと言うとそこはまだ不十分です。

状況の打開に向けて、6月7日に奈良県教育会館で開催した第11回総会では、元天理大学の近藤雄二先生が「『いのちと健康』を第一とする労働組合活動へ」と題して記念講演をしました。近藤先生は、総資本対総労働のたたかいと言われた「三井三池闘争」の歴史を紹介しながら「抵抗なくして安全なし、安全なくして労働なし」のスローガンは今もなお「安全衛生活動の重要性」を表している、そして、労働組合は就業規則や労基法以上の労働条件を労働協約で勝ち取る力を持っているが、権利は行使しなければ形骸化してしまうと強調。また、かつて奈良県では平岡過労死裁判、県立登美学園頸腕障害認定やニチアスアスベスト闘争など先駆的な闘いがあったことも紹介しながら私たちの運動を叱咤激励していただきました(写真)。

総会では、11月の「過労死防止シンポジウム」の成功をはじめとする運動方針を全会一致で採択。参加者が各団体の安全衛生活動の状況等を報告しあい、今後の取り組みの前進を誓いました。15人が参加しました。(奈良センター 谷山義博)



愛知

### 多彩な取り組みについて発言 第27期総会

愛知働くもののいのちと健康を守るセンターは、8月26日に労働会館で第27期総会を開催しました。高垣英明事務局次長の開会宣言に続いて、愛労連の知崎広二事務局長が「9条改憲と労働法制大改悪を阻止するために奮闘したい」と力強い挨拶を述べました。また、「真の働き方改革とは一福祉国家スウェーデンを素材として」をテーマに猿田正機理事長が記念講演を行いました。過労死防止法による取り組みが進む一方、政府は過労死拡大を招く施策を強行しようとしています。政府と厳しく対立している中での総会となりました。

鈴木明男事務局長は、裁判支援で、テー・エス・シー三輪香織氏の労災認定事件は高裁で逆転勝利、岐阜市伊藤左紀子氏の公務災害認定事件は地裁勝訴、高裁でも勝訴したことを報告しました。

また、西三河労連の若月忠夫氏からは「愛知健康センターは全国的にみても先進的な活動をしている。現在トヨタ堤工場で発生した労災隠しを追及している。組合としては責任を明確にさせていく」と発言がありました。

建交労の石村ひろ江氏は、10月2～19日に第28回「なくせじん肺全国キャラバンが実施される。要請行動への参加と署名活動への協力をお願いしたい」と報告。



猿田正機理事長が記念講演

愛知視覚障害者協議会(愛視協)の梅尾朱美氏は視覚障害者にとって「『列車のホームは欄干のない橋』」として、「愛視協は四半世紀にわたってホーム柵の設置運動を続けてきた。JRが金山駅と刈谷駅にホーム柵を設置したが、まだまだ不十分。運動への支援と要請ハガキへの協力をお願いしたい」と発言しました。愛商連の森田洋子氏は「所得税法第56条の廃止運動をしている。家族従業者の働き分を必要経費として認めさせる請願署名に協力してほしい」と発言しました。

センターの吉川正春氏は「厚労省から労働基準監督官の100人増員方針が発表された。歓迎すべきニュースだが、われわれの要請に応える態勢になるよう今後も運動をすすめていきたい」と述べました。

報告、方針、役員選出など議案すべてが参加者全員の拍手で承認されました。参加者は60人でした。

(愛知健康センター 吉川正春)

## 各地・各団体のとりくみ

公財  
社医研

### 地域を広げて開催

衛生推進者講習会

公益財団法人社会医学研究センターは2015年に「衛生推進者養成講習機関」の認可を東京労働局から受け、今年には更に地域を拡大しようと、埼玉労働局から5月に認可を受けました。そして、第4回衛生推進者講座を7月22日に東京・ラパスホール、第5回を7月29日に埼玉県浦和市埼玉会館で、いずれも午前10時から午後5時まで、50人以下の事業所が多い教員の職場を対象に行いました。

この衛生推進者の講習を受講すると、「衛生推進者受講修了書」が交付され、衛生推進者としての活動ができるようになります。

いま、学校では教職員の安全衛生が課題となっており、衛生推進者講習も関心が高く、夏休みにもかかわらず東京で14人、埼玉で19人が受講しました。

講習内容は「第1講習 作業環境管理」「第2講習 健康の保持増進対策」「第3講習 労働衛生講習」「第4講習 労働衛生関係法令」の5時間の講習です。

7月22日の第1講習と第2講習の講師は社医研センター理事の服部真医師（産業医・石川県城北病

院副院長・日本労働衛生コンサルタント会常任理事）がつとめました。

7月29日の第1講習

と第2講習の講師は、社医研センターの理事で産業医でもある埼玉協同病院健康増進センターの小池昭夫医師（写真）。

また、両日とも第3講習は、小学校で長年労働安全衛生活動に携わった産業カウンセラーの杉本正男氏、第4講習は、社医研センター理事で埼教組のちと健康対策委員会委員長の大里総一郎氏がつとめました。

講習ではリスクアセスメントの実習や実際の安全衛生活動のビデオなどを活用しました。

第6回の衛生推進者講習は服部真医師の地元、石川県・金沢市で11月29日に行う予定です。

（社会医学研究センター 村上剛志）



北海道

### ストレスチェックの課題と労組の役割

「メンタルヘルス」学習講演会

8月18日、金札幌市内で天笠崇氏（東京・代々木病院精神科医師）による「学習講演会」を開催しました（写真）。北海道民医連医療活動委員会との健北海道センターの共催で、53人が参加しました。

講演では自身の体験として労災・訴訟に関与する上で、労働精神科外来での経験が活かしていることを説明しながら、第1電通事件から20年後に起こった昨年の第2電通事件に至る経過を解説。この間、労災補償で精神疾患の認定基準ができ、厚労省のメンタルヘルス対策が出されたが、メンタル不全の労働者が増え続けているとし、職業性ストレスや長時間労働と抑うつとの関係を示しました。

ストレスチェック制度は、こうした現実を踏まえて実施されましたが、職場の衛生委員会での議論、ライン（管理監督者）による対策、「高ストレス者」面接での職場環境改善などが重要であること。また産業医の役割が重要であり、産業医を教育する視点が大事と指摘し、改善点はあるがメンタルヘルス対策に活かせるように知恵を出し合おうと呼びかけら

れました。その上で、自らが嘱託産業医として取り組んだ、衛生委員会への参加、長時間労働者・復職前後面接などの健康相談、職場巡視などを報告し、ストレス状態のチェックと要因分析、その上での職場介入でメンタル不全による休職者数を減らした経験を話しました。また、参加型職場環境改善の取り組みを説明し、この分野で取り組むべき課題を紹介し、労働組合の果たすべき役割を列挙しました。

参加者からは、「ストレスチェックの後のサポートの重要性を学ぶことができた」「50人未満の事業所なのでストレスチェックの実践はこれからだが、小さな職場であっても、労働者の健康管理、特に精神衛生面に関わることの重要性を学ぶことができた」などの感想が寄せられ、強いインパクトを受けた学習講演会となりました。

参加者からは、「ストレスチェックの後のサポートの重要性を学ぶことができた」「50人未満の事業所なのでストレスチェックの実践はこれからだが、小さな職場であっても、労働者の健康管理、特に精神衛生面に関わることの重要性を学ぶことができた」などの感想が寄せられ、強いインパクトを受けた学習講演会となりました。

（北海道センター 佐藤誠一）



**各地・各団体のとりくみ**

**民医連** ホームレスの肺がん患者の労災認定  
第12回ドクターズネット九州

9月2日、福岡県博多市の千鳥橋病院で、九州社会医学研究所主催で第12回ドクターズネット九州が開催されました。

今年は、北海道勤医協札幌病院の細川誉至雄医師が「胸部外科医からみたアスベスト問題」として記念講演を行いました。北海道民医連では、2005年の「クボタショック」を契機に石綿肺がんの患者を見逃さない取り組みを強化。胸部外科を専門とする細川医師は、肺がんの手術中に胸膜プラークに注目。2005年1月～2016年12月までに手術で胸膜プラークを確認した症例は69例(手術例の13.7%)と報告がありました。中には、ホームレスで無保険状態の人が元左官職人だったことをつかみ、労災認定をとった事例もありました。福建 労 の丸林正二氏から「建設労働者のレセプト調査」についても報告があり、学びを深めました。



2日目は、「三井三池炭鉱閉山20年、じん肺掘り起こし健診の歩み」として、福岡大牟田市にある米の山病院の橋口俊則医師が特別報告。3月20日に実施された「掘り起こし健診」には、94人が受診し、52人が再検診となりました。初診の人も多く、今後も取り組みが必要だと強調しました。

労働者の健康に関わる医師・医療従事者を対象に行っている学習会として、より幅広く呼び掛け継続することが重要だと確認されました。(編集部)

**インフォメーション**

**ストレスチェック実施状況**

厚生労働省

厚生労働省は、7月26日、労働安全衛生法に基づくストレスチェック(以下SC)制度の実施状況について公表しました。

**8割の事業所が実施**

常時50人以上の労働者がいる約14万事業所の内、SCを実施し2017年6月末までに報告のあった事業所の割合は82.9%。

また、医師や保健師SCの実施者の選任状況を見ると、58.2%が事業所内の産業医等が実施者として関与しています。

SCを受けた労働者の割合は78.0%。厚労省によると約1500万人が受検しています。同制度では、高ストレス者とされ実施者が面接指導を必要と認めた労働者から申し出のあった場合、事業者には医師による面接指導の実施が義務付けられていますが、受検者のうち医師による面接指導を受けた労働者は0.6%でした。

**集団分析**

制度を実施した事業場のうち、SCの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレス状況を把握をする集団分析を実施した事業所の割合は78.3%でした。

(詳細は、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou>

/0000172107.html)

表1 ストレスチェック制度の実施状況

実施事業所の割合	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%

表2 ストレスチェックの受検状況

受検労働者の割合	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
	77.0%	78.3%	79.1%	77.1%	78.0%

表3 医師による面接指導を受けた労働者の状況

医師による面接指導を受けた割合	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%

表4 集団分析の実施状況

集団分析実施事業所割合	50～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	計
	76.2%	79.7%	83.6%	84.8%	78.3%

※表の上段は事業所の規模となっています

# 教職員の労働条件は、子どもたちにとっての教育条件 教職員の「働き方改革」

文部科学省は、6月22日、教職員の長時間勤務が「看過できない状況にある」として、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革」について、中央教育審議会に諮問しました。「学校における働き方改革特別部会」で審議がすすめられています。

「特別部会」は、概算要求の締切直前の8月29日、「校長及び教育委員会は学校において『勤務時間』を意識した働き方を進めること」「全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取組を強く推進していくこと」「国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること」の3つの「学校における働き方改革に係る緊急提言」を発表しました。

## 本来の学校が壊される

「提言」には、勤務時間管理は校長や教育委員会の責務であるとして、タイムカードの導入など勤務時間把握の推進、教員1人あたりの担当授業時数の軽減や専科教員の配置を求めるなど、評価できる点もありますが、「特別部会」の審議を見る限り、二つの重大な問題があります。

一つは、この「改革」が、今日の教職員の長時間過密労働の解決をめざすものではないことです。

「特別部会」は、教員が担っている業務の一定部分を、カウンセラーなどの「専門スタッフ」と、地域の「サポートスタッフ」にまかせてはどうかと、一つひとつの業務を検討しています。そして、そうやって軽減された教員の業務を、改訂学習指導要領



文科省への概算要求交渉（8月3日）

の徹底など「新たな教育課題への対応」にふりむけようとしています。これでは、教職員の長時間過密労働の解消にならないことは明白です。

もう一つは、そうやって教育の仕事を切り分け、「校長のリーダーシップの下」、組織的に構成し直すという「チーム学校」構想によって、子どもたち一人ひとりをまるごとの人間として受けとめ、その成長を育むという学校本来のあり方が壊されてしまうのではないかと、ということです。

授業だけでなく、休み時間や放課後、昼食や清掃など、子どもたちと一緒に過ごしながら人格的にふれあうことは、教職員にとって大切な仕事です。「働き方改革」というのであれば、そうした教育本来の仕事に専念できるように、笑顔で子どもの前に立てるようにしてほしいと思います。そのためには、教職員定数の抜本的改善とクラスサイズの縮小ではないでしょうか。

(全教 梶谷陽子)

## シリーズ 相談室だより (116)

### 心象的には断然「クロ」

介護関係と並んで相談が多いのが運送業です。

Bさんは全国展開している大手引っ越しセンターに、3カ月のアルバイト勤務後、営業職正社員として採用されました。しかし、勤務はなぜか雇用契約書とは別の場所。高速道路を利用して通っていましたが、通勤手当が支給されていませんでした。11時間拘束に加え勤務先でパワハラ、暴力行為を受けていたため相談に来所、相談時点では「抑うつ状態」でした。直ちに交渉を申し入れましたが、交渉では暴力行為はおろか一切のパワハラも否定。他の全従業員連名の「パワハラはなかった」との署名まで提

出してきました。一般的には、パワハラ行為の存在そのものを完全否定するのではなく、「そんなつもりはなかった、教育のつもりだった」などの言い訳をするケースが多いのですが、このケースでは異常なほど「なかった」と強調され、交渉は進展しませんでした。労災申請も行いましたが、残業時間数、心理的負荷が認定基準に満たないとされ不支給。暴力行為については警察に被害届を出し、退職していた女性の証言も取れそうな状況でしたが、最終的に不起訴となりました。心象的には断然「クロ」でしたが、証拠や証言者を見つけ出す困難さを味わったケースでした。労働相談の全国的なデータベースがあればもう少し違った対応ができたのではと思えてなりません。

(奈良センター 谷山義博)

## 第2回労働安全衛生中央カレッジ第3課

テーマは「労災と職場復帰／健診結果の活用法」

第3課 10月28日(土)11時～29日(日)16時30分

ラポール京都

カリキュラム (予定) 【第1日目】

11:00～12:30 過労死・過労自死の現状と課題

講師：岩城 穰弁護士

(過労死等防止対策全国センター事務局長)

13:30～14:50 労災の基礎知識 労災申請、裁判

講師：芝井 公氏 (京都職対連事務局長)

15:00～16:00 労働組合での労災・公務災害闘争  
と職場改善(①京都市教組／②化学一般労組)

16:10～17:00 SGD 1 労災・公務災害申請と職場改善

17:30～ 懇親会

【第2日目】

10:00～11:30 メンタル不全者の職場復帰のポイント

講師：松浦健伸氏 (城北病院精神科医)

11:40～12:30 SGD 2「職場復帰に何が必要か」

13:30～13:50 SGD 発表



第2回カレッジ SGD

13:50～15:00 健診の意義と事後措置

講師：長谷川吉則氏 (いの健全国センター副理事長)

15:15～16:15 SGD 3 健診結果活用法+第3課の振り返り

16:15～16:30 振り返りの発表

閉会あいさつ

◇参加費 2日間 8,000円

1日みの場合 4,000円

(昼食代2日分含む・宿泊は各自でお願いします)

連絡先 「いの健」全国センター ☎03-5842-5601

### 2017働くもののいのちと健康を守る 東北セミナー in 福島・飯坂

日時 11月18日(土)13時～19日(日)12時

会場 飯坂ホテル聚楽

記念講演 「原発事故による被ばくと健康問題」

雪田慎二氏 (全日本民医連)

学習講座 ①「働き方改革」とどうたたかうか! ②

「働きやすい職場」づくりをすすめる労  
安活動③労災、職業病の防止と認定闘争  
の進め方

特別講座 飯館村視察

参加費 2,000円(2日参加)1,000円(1日参加)

宿泊費 14,000円

連絡先 「いの健」宮城センター ☎022-268-3682

### 第17回働くもののいのちと健康を守る 関東甲信越学習交流集会

日時 11月25日(土)13時40分～

26日(日)12時15分

会場 飯田市いいやま北竜温泉 文化北竜館

記念講演「安倍働き方改革を考える」

岩橋祐治氏(「いの健」全国センター事務局長)

分科会 ①基礎講座②過労性疾患の認定・補償・裁

判闘争③教職員の取り組み④メンタル不全

にならないために⑤じん肺、アスベスト問題⑥ストレスチェック

参加費 17,000円(宿泊費込)

10,000円(日帰り夕食)

3,000円(日帰り2日)

連絡先 「いの健」長野センター ☎026-223-1683

### 第26回人間らしく働くための 九州セミナー in くまもと

日時 11月25日(土)13時30分～26日(日)13時

会場 東海大学熊本キャンパス2号館

記念講演 「労働者の家族責任と健康からワーク・

ライフ・バランスを考える」

斎藤 周氏 (群馬大学教育学部教授)

パネルディスカッション

「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康」

学習講演 (2日目)

特別分科会・分科会

参加費 3,500円(2日参加)

2,000円(1日参加)

1,000円(学生)

交流会参加費 5,000円

連絡先 同セミナー現地実行委員会

☎096-340-0057